個人情報ファイルの名称	塩尻市環境審議会との連絡調整事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活環境課
個人情報ファイルの利用目的	審議項目、審議日程等を連絡調整するため
記 録 項 目	1. 氏名、2. 住所・電話番号、3. 所属団体
記 録 範 囲	塩尻市環境審議会委員
記録情報の収集方法	本人からの情報提供
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	· ル
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	公害苦情処理事務
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活環境課
個人情報ファイルの利用目的	公害苦情処理業務の連絡、調整のため
記録項目	1. 整理番号、2. 氏名、3. 住所・電話番号
記 録 範 囲	公害苦情申立人及び関係者
記録情報の収集方法	本人からの情報提供
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
明二珪北位大巫四十7卯@の夕秋五八元	課所名 総務人事課
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	所在地
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	· ル
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	自然保護ボ	ランティア事務
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的		ア団体の育成、支援のためのボラ 険加入補助を行う
記録項目	1. 氏名、2. 性番号	別、3. 生年月日・年齢、4. 住所・電話
記 録 範 囲	塩尻市自然	保護ボランティア会員
記録情報の収集方法	本人からの	情報提供
要配慮個人情報の有無	□有 ☑	2 無
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名	総務人事課
在地	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別		☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	ル	✓ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	塩尻市霊園事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活環境課
個人情報ファイルの利用目的	霊園使用許可及び管理料の徴収
記 録 項 目	1. 整理番号、2. 氏名、3. 住所、4. 本籍
記 録 範 囲	霊園使用許可者
記録情報の収集方法	本人からの情報提供
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	· ル
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	犬の登録事務	
行 政 機 関 等 の 名 称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	狂犬病の発生予防と公衆衛生の向上	
記 録 項 目	1. 整理番号、2. 氏名、3. 住所、4. 犬の種類	
記 録 範 囲	犬所有者	
記録情報の収集方法	飼主本人による情報提供	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	ル□ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	一般廃棄物処理手数料の減免	
行 政 機 関 等 の 名 称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	一般廃棄物処理手数料の減免	
記 録 項 目	1. 氏名、2. 生年月日・年齢、3. 住所、4. 介護保険法 5. 身体障碍者福祉法	
記 録 範 囲	一般廃棄物処理手数料減免申請者	
記録情報の収集方法	本人による情報提供	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課	
一	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	· ル	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	し尿くみ取り事務	
行 政 機 関 等 の 名 称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	清掃確認券発行のため	
記 録 項 目	1. 氏名、2. 住所・電話番号、3. 家族状況	
記 録 範 囲	し尿くみ取り申請者	
記録情報の収集方法	本人による情報提供	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名総務人事課	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	· ル	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	净化槽設置事務	
行 政 機 関 等 の 名 称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽の適正管理及び補助交付のため	
記 録 項 目	1. 氏名、2. 住所・電話番号	
記 録 範 囲	浄化槽設置申請者	
記録情報の収集方法	本人による情報提供	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先	長野県松本地域振興局、長野県浄化槽協会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名総務人事課	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	· ル	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	省エネ・再エネ設備設置事務
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活環境課
個人情報ファイルの利用目的	補助金交付のため
記録項目	1. 氏名、2. 住所・電話番号、3. 生年月日
記 録 範 囲	設備設置者
記録情報の収集方法	本人からの情報提供
要配慮個人情報の有無	□有 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	プ 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	飼い主のいない猫繁殖抑制事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境課
個人情報ファイルの利用目的	補助金交付のため
記録項目	1. 氏名、2. 住所・電話番号
記 録 範 囲	猫への不妊・去勢手術実施者
記録情報の収集方法	本人からの情報提供
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
明二建分数と延知さて知嫌の互称及び記	課所名 総務人事課
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	ル□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	一般廃棄物処理業許可事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活環境課
個人情報ファイルの利用目的	一般廃棄物処理業許可手続きのため
記 録 項 目	1. 氏名、2. 住所・電話番号、3. 生年月日
記 録 範 囲	一般廃棄物処理業許可申請者
記録情報の収集方法	本人からの情報提供
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	ル 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	

個人情報ファイルの名称	一般廃棄物処理業捜査関連事務	
行 政 機 関 等 の 名 称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	捜査関連事項回答のため	
記 録 項 目	1. 氏名、2. 住所・電話番号、3. 生年月日	
記 録 範 囲	捜査照会対象者、一般廃棄物処理業許可業者	
記録情報の収集方法	警察からの情報提供	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名総務人事課	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	· ル	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	衛生部長事務	
行 政 機 関 等 の 名 称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	衛生部長事務のため	
記 録 項 目	1. 氏名、2. 住所・電話番号、3. 生年月日	
記 録 範 囲	衛生部長	
記録情報の収集方法	本人からの情報提供	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課	
一	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル ☑ 有 □ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	さわやかさん収集	
行 政 機 関 等 の 名 称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	さわやかさん登録情報の把握のため	
記 録 項 目	1. 氏名、2. 生年月日・年齢、3. 住所、4. 介護保険法 5. 身体障碍者福祉法、6. 介護支援者等の情報、7. 家 族の情報	
記 録 範 囲	さわやかさん収集登録者	
記録情報の収集方法	本人からの情報提供	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名総務人事課	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル ☑ 有 □ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	戸籍事務関連ファイル (除籍・改製原戸籍を 含む)	
行 政 機 関 等 の 名 称	塩尻市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づき出生や婚姻の届出に対する受理決定、戸籍への登録、戸籍謄本等各種証明等の交付等を行うために利用する。	
記 録 項 目	1氏名 2出生の生年月日 3戸籍に入った原因及び年月日 4実父母の氏名4及び実父母との続柄 5養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄 6夫婦については夫又は妻である旨 7他の戸籍から入った者についてはその戸籍の表示 8その他法 務省令で定める事項	
記 録 範 囲	本籍人	
記録情報の収集方法	窓口及び郵送での本人、家族等からの届出、 申請及び関係機関からの情報提供	
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手	根拠法令	
続等	内容	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル □ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 □ 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨 ▽ 非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳事務関連ファイル	
行 政 機 関 等 の 名 称	塩尻市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づき、住民異動届を受理 し、住民基本台帳の整備、居住関係の公証を 行うために利用する。	
記録項目	1氏名 2性別 3生年月日 4住所 5在留期間・期間 満了日 6在留資格 7在留カード番号 8本籍国籍 9 世帯主・続柄 10住民票コード 11マイナンバー 12被保険者番号 13従前の住所 14転入先住所 15基礎年金番号 16通称名 17マ イナンバーカード・住基カードの所持情報	
記録節囲	塩尻市内に住所を定める者及び塩尻市内に届 出を行った者	
記録情報の収集方法	窓口及び郵送での本人、家族等からの届出、申請	
要配慮個人情報の有無	□有 無	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構、住民基本台 帳ネットワークシステム、他市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手	根拠法令	
続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル □ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨 □該当 ☑非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	印鑑登録管理情報ファイル	
行 政 機 関 等 の 名 称	塩尻市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	市民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録に関する届出の受付、印鑑登録証明 書の交付のために利用する	
記録項目	1氏名 2住所 3生年月日 4登録印影 5印鑑登録番号	
記 録 範 囲	印鑑登録申請を塩尻市に行った者	
記録情報の収集方法	本人及び代理人からの申請	
要配慮個人情報の有無	□有 無	
記録情報の経常的提供先		
関ラ誌水学な呼冊する知郷の夕新及び祈	課所名 総務人事課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル ☑ 有 □ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	既決犯罪人情報ファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	塩尻市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	市民課
個人情報ファイルの利用目的	選挙人資格に係る通知事務及び他の行政機関 等からの資格調査事務の適正な運用を図るた めに利用する
記 録 項 目	1氏名 2生年月日 3性別 4本籍 5筆頭者 6筆頭者との続柄 7刑の言渡年月日 8刑の確定 年月日 9裁判所名 10罪名 11刑名 12刑 期 13金額 14刑終了の日
記 録 範 囲	既決犯罪人
記録情報の収集方法	長野地方検察庁及び前本籍地からの通知
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又は	根拠法令
これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	·
政令第21号第7号に該当するファイル ☑ 有□ 無	
□ 1,000人以上 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	臨時運行許可に関する情報ファイル	
行 政 機 関 等 の 名 称	塩尻市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	市民課	
個人情報ファイルの利用目的	臨時運行許可証の発行のため利用する	
記 録 項 目	1発行場所 2許可番号 3許可日 4返却日 5使用開始日 6使用終了予定日 7氏名 8住所 9プレート番号 10車名 11車体番号 12運 行目的	
記 録 範 囲	自動車の臨時運行臨時運行許可に関する規則 の規定に基づく申請内容	
記録情報の収集方法	申請者からの申請	
要配慮個人情報の有無	□有 無	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求	課所名 総務人事課	
等を受理する組織の名称及び所在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
☑ 法第60条第25(電算処理ファイルの種別□ 法第60条第2項(マニュアル処理)		
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨 ▽ 非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	成年被後見。	人に関する情報ファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	塩尻市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民課	
個人情報ファイルの利用目的		の発行及び他の行政機関等からの 膐の適正な運用を図るために利用
記 録 項 目		年月日 3性別 4本籍 5筆頭者 続柄 7後見開始の裁判確定年月日 9裁判所名
記 録 範 囲	被成年後見	\
記録情報の収集方法	東京法務局』	及び前本籍地からの通知
要配慮個人情報の有無	☑ 有 [無
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又は	根拠法令	
これに基づく命令の規定による特別の手続等	内容	
個人情報ファイルの種別		✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル □ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 □ 1,000人以上 □ 1,000人末満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	住居表示に関する情報ファイル	
行政機関等の名称	塩尻市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住居表示事務及び住民記録事務に利用する	
記 録 項 目	1 住居表示台帳情報 (建物等の位置・形状・通路・ 住居表示・名称) 2 付定関連情報 (戸数・付定年 月日・街区符号及び住居番号) 3 届出情報 (届出 者・建物等の用途)	
記 録 範 囲	住居表示実施区域内に新築及び増改築を行う 者	
記録情報の収集方法	建物等所有者及び代理人からの届出	
要配慮個人情報の有無	□有 無	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名総務人事課	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は	根拠法令	
これに基づく命令の規定による特別の手続等	内容	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル □ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 ✓ 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税の課税事務	
行 政 機 関 等 の 名 称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	市民課、支所	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主に対 して国民健康保険税を課税するため	
記 録 項 目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6続柄、7国籍・本籍、8個人番号、9国保資格情報、10収入・所得、11納付状況、12口座情報、13公的扶助、14刑事施設入所状況、15世帯情報	
記 録 範 囲	国民健康保険加入世帯の世帯主(過去の被保険者等を含む。)	
記録情報の収集方法	・被保険者等からの資格異動届、簡易申告書等の提出書類及び窓口や電話での応対 ・個人住民税システム等の情報及び連携データ ・他自治体への所得情報照会	
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無	
記録情報の経常的提供先	厚生労働省、日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手	根拠法令 —	
続等	内容	
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	`ル	
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 ② 1,000人以上 □ 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	国民健康保险	検資格事務及び保険給付事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	市民課、支房	折
個人情報ファイルの利用目的		食資格の適正な管理及び被保険者に 合付等のサービスを提供するため
記 録 項 目	柄、7国籍・本 民年金資格情報	氏名、3性別、4生年月日、5住所、6続 籍、8個人番号、9国保資格情報、10国 報、11収入・所得、12納付状況、13口 療情報、15世帯情報
記 録 範 囲	国民健康保险 被保険者等	険の被保険者及び世帯主(過去の を含む。)
記録情報の収集方法	書などの提出・個人住民税	学からの資格異動届、保険給付申請 出書類及び窓口や電話での応対 ゼシステム等の情報及び連携データ 学が請求した診療情報
要配慮個人情報の有無	☑有□□	無
記録情報の経常的提供先	長野県国民領	建康保険団体連合会
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名	総務人事課
在地	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又は	根拠法令 -	_
これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容 -	_
		
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル □ 有 ☑ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	国保総合システム	
行 政 機 関 等 の 名 称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民課、支所	
個人情報ファイルの利用目的	レセプトの点検、再審査・過誤業務や給付記 録管理業務を行うため	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6診療情報、7保険給付情報、8口座情報	
記 録 範 囲	国民健康保険の被保険者及び世帯主(過去の被保険者等を含む。)	
記録情報の収集方法	・自庁電算システム及び国保集約システムからの連携データ ・医療機関等が請求した診療情報	
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課	
田小雨水寺を文理りる組織の名称及の別在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は	根拠法令 —	
これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容 —	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル □ 有 ☑ 無		
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 2 1,000人以上 1,000人以上 1,000人未満		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	市民課、支所
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療に関する保険料徴収及び資格 管理等の事務を行うため
記 録 項 目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6続柄、7国籍・本籍、8個人番号、9資格情報、10収入・所得、11納付状況、12口座情報、13公的扶助、14世帯情報
記 録 範 囲	後期高齢者医療被保険者及び同一世帯の世帯 員(過去の被保険者等を含む。)
記録情報の収集方法	・被保険者等からの資格異動届、保険給付申請書などの提出書類及び窓口や電話での応対 ・個人住民税システム等の情報及び連携データ ・広域連合標準システムの情報及び連携データ
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	長野県後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又は	根拠法令 一
これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容 一
個人情報ファイルの種別	✓ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	·ル
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 2 1,000人以上 口 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療事務(長野県後期高齢者医療 広域連合標準システム)
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	市民課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療に関する事務を行うため
記 録 項 目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6続柄、7国籍・本籍、8個人番号、9資格情報、10収入・所得、11納付状況、12口座情報、13公的扶助、14世帯情報
記 録 範 囲	後期高齢者医療被保険者及び同一世帯の世帯 員(過去の被保険者等を含む。)
記録情報の収集方法	・被保険者等からの資格異動届、簡易申告書等の提出書類及び窓口や電話での応対 ・自庁電算システムから連携される税情報 ・他自治体への所得情報照会
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
在地	所在地
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手	根拠法令
続等	内容
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイル □ 有 ☑ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 □ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	国民年金事務	
行 政 機 関 等 の 名 称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	市民課、支所	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金の資格管理及び保険料免除等の手続きを行うため	
記 録 項 目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6電 話番号、7個人番号、8国籍・本籍、9収入・所得、10 世帯情報	
記 録 範 囲	国民年金第1号被保険者、世帯主、配偶者(過去の被保険者等を含む。)	
記録情報の収集方法	・被保険者等からの資格異動届、免除申請書 等の提出書類 ・日本年金機構から提供された加入・喪失情 報	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は	根拠法令 —	
これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	· ル	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	行政区との連絡調整事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	地域づくり課
個人情報ファイルの利用目的	行政と行政区との連絡調整等を円滑にするた め
記 録 項 目	1区役職、2氏名、3住所・電話番号
記 録 範 囲	区三役・組長・常会長・衛生部長・衛生班長
記録情報の収集方法	区長からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	<u>'</u>
政令第21号第7号に該当するファイ	プル
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 Z 1,000人以上 口 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	長野県民交通	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	地域づくり割	果
個人情報ファイルの利用目的	交通事故によ め	より災害を受けた者を救済するた
記録項目	1氏名、2住所 況・障害・入道	所・電話番号、3生年月日、4事故状 通院状況
記 録 範 囲	共済加入者	
記録情報の収集方法	申込者からの	り提出書類
要配慮個人情報の有無	☑ 有 □	無
記録情報の経常的提供先	長野県民交通	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名	総務人事課
在地	所在地 :	塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別		□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	ンル	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数	☑ 1,000人以上 □ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	結婚新生活支援事業補助金事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	地域づくり課
個人情報ファイルの利用目的	補助金の審査事務における資格審査のため
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号、3性別、4生年月日・ 年齢、5親族関係、6家族状況、7収入状況、8納 税状況
記 録 範 囲	補助金の申請をする者及びその家族
記録情報の収集方法	補助金交付申請書等の提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	ル 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	UIJターン記	就業・創業移住支援事業補助金事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	地域づくり	課
個人情報ファイルの利用目的	補助金の審	査事務における資格審査のため
記 録 項 目	1氏名、2	住所・電話番号
記 録	UIJターン記書を提出し	就業・創業移住支援事業補助金申請 た者
記録情報の収集方法	補助金交付	申請書等の提出書類
要配慮個人情報の有無	□有	✓ 無
記録情報の経常的提供先	長野県庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名	総務人事課
在地	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又は	根拠法令	
これに基づく命令の規定による特別の手続等	内容	
個人情報ファイルの種別		☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	゚ル	✓ 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をす る個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組 織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	奨学金返還支援事業補助金事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	地域づくり課
個人情報ファイルの利用目的	補助金の審査事務における資格審査のため
記録項目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	奨学金返還支援補助金の電子申請を行った者
記録情報の収集方法	電子申請システムの申請情報及び添付ファイル
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	· ル
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をす る個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組 織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	区役員名簿	
行 政 機 関 等 の 名 称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	片丘支所	
個人情報ファイルの利用目的	片丘支所の円滑な運営を図るため	
記 録 項 目	氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、組名、地 区等役職	
記 録 範 囲	地区役員	
記録情報の収集方法	本人からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ■ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課	
在地	所在地	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ■ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	カル 有 口 無	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ■ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	住民全件リスト
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	片丘支所
個人情報ファイルの利用目的	災害時の地区住民把握のため
記録項目	氏名、生年月日、年齢、住所、組名、続柄
記 録 範 囲	片丘地区住民
記録情報の収集方法	市民課からの資料提供
要配慮個人情報の有無	□ 有 ■ 無
記録情報の経常的提供先	
明二寺上がナ河四小フの幼の石がフィバゴ	課所名 総務人事課
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ■ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	ル 有口無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 □ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	地区役員との連絡調整事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	広丘支所
個人情報ファイルの利用目的	地区役員との連絡調整を円滑にするため
記 録 項 目	1氏名 2住所・電話番号 3役職
記 録 範 囲	広丘地区役員
記録情報の収集方法	区長又は本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	北部交流センター連絡調整事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	広丘支所
個人情報ファイルの利用目的	地区役員との連絡調整を円滑にするため
記 録 項 目	1氏名 2住所・電話番号 3役職
記 録 範 囲	広丘地区役員
記録情報の収集方法	区長又は本人からの提出書類
要 配 慮 個 人 情 報 の 有 無	□有 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	•
政令第21号第7号に該当するファイ	・ル 有 口 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	宗賀財産区事務
行 政 機 関 等 の 名 称	財産区
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	宗賀財産区
個人情報ファイルの利用目的	宗賀財産区の適正な管理運営と、財産区住民 の利益保護を図るため
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	財産区議員
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
明二津	課所名 宗賀財産区
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	所在地 塩尻市大字宗賀2658番地1
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
	一 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	地区役員との連絡調整事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	宗賀支所
個人情報ファイルの利用目的	地区役員との連絡調整を円滑にするため
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号、3役職
記 録 範 囲	宗賀地区役員
記録情報の収集方法	区長又は本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
明二建分数と延知さて知嫌の互称及び記	課所名 総務人事課
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	・ル 有
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	北小野財産区事務
行 政 機 関 等 の 名 称	財産区
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	北小野財産区
個人情報ファイルの利用目的	北小野財産区の適正な管理運営と、財産区住 民の利益保護を図るため
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	財産区議員、財産区森林委員
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 財産区 北小野財産区
在地	所在地 塩尻市大字北小野48番地
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	•
政令第21号第7号に該当するファイ	一 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(な	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	地区役員との連絡調整事務
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	北小野支所
個人情報ファイルの利用目的	地区役員との連絡調整を円滑にするため
記録項目	1氏名、2住所・電話番号、3役職
記 録 範 囲	北小野地区役員
記録情報の収集方法	区長又は本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
陀寺	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	·
政令第21号第7号に該当するファイ	□有□無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	洗馬財産区事務
行 政 機 関 等 の 名 称	財産区
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	洗馬財産区
個人情報ファイルの利用目的	洗馬財産区の適正な管理運営と、財産区住民 の利益保護を図るため
記録項目	1氏名、2住所・電話番号
記 録 範 囲	財産区議員、財産区森林委員
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 財産区 洗馬財産区
在地	所在地 塩尻市大字洗馬2550番地2
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	·
	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	□ 1,000人以上 ☑ 1,000人末満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	地区役員との連絡調整事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	洗馬支所
個人情報ファイルの利用目的	地区役員との連絡調整を円滑にするため
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号、3役職
記 録 範 囲	洗馬地区役員
記録情報の収集方法	区長又は本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□有 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□有□無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	地区役員との連絡調整事務名簿
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	塩尻東支所
個人情報ファイルの利用目的	地区役員との連絡調整を円滑にするため
記 録 項 目	1氏名 2住所・電話番号 3役職
記 録 範 囲	塩尻東地区役員
記録情報の収集方法	区長又は本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	住民全件リスト
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	塩尻東支所
個人情報ファイルの利用目的	災害時の地区住民把握のため
記録項目	氏名、生年月日、年齢、住所、組名、続柄
記 録 範 囲	塩尻東地区住民
記録情報の収集方法	市民課からの資料提供
要 配 慮 個 人 情 報 の 有 無	□有 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	□ 有□ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	地区役員との連絡調整事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	吉田支所
個人情報ファイルの利用目的	地区役員との連絡調整を円滑にするため
記 録 項 目	1氏名 2住所・電話番号 3役職
記 録 範 囲	吉田地区役員
記録情報の収集方法	区長又は本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	一 有 □ 無
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	地区役員との連絡調整事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	楢川支所
個人情報ファイルの利用目的	地区役員との連絡調整を円滑にするため
記録項目	1氏名、2住所・電話番号、3役職
記 録 範 囲	楢川地区役員
記録情報の収集方法	本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手	内容
続等	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	↑ル 有□無
個人情報によって識別される特定の個人(な	本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人末満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	区役員名簿	
行 政 機 関 等 の 名 称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	高出支所	
個人情報ファイルの利用目的	地区等との連絡調整を円滑にするため	
記 録 項 目	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、組名、続 柄、地区等役柄	
記 録 範 囲	地区役員	
記録情報の収集方法	本人からの提出書類	
要配慮個人情報の有無	□ 有 ■ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課	
在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号	
	根拠法令	
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ■ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイ	プル 有	
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 ■ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイルの名称	住民全件リスト
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	高出支所
個人情報ファイルの利用目的	災害時の地区住民把握のため
記録項目	氏名、生年月日、年齢、住所、組名、続柄
記 録 範 囲	高出地区住民
記録情報の収集方法	市民課からの資料提供
要配慮個人情報の有無	□有■無
記録情報の経常的提供先	
明二寺上がナ河四上フ如外の互動フィブ	課所名 総務人事課
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ■ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	· ル
個人情報によって識別される特定の個人(ス	本人)の数 □ 1,000人以上 □ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-

個人情報ファイルの名称	地区役員との連絡調整事務
行 政 機 関 等 の 名 称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	大門地区調整担当
個人情報ファイルの利用目的	地区役員との連絡調整を円滑にするため
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号、3役職
記 録 範 囲	大門地区役員
記録情報の収集方法	区長又は本人からの提出書類
要配慮個人情報の有無	□ 有 ☑ 無
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所	課所名 総務人事課
一	所在地 塩尻市大門七番町3番3号
	根拠法令
訂正及び利用停止に関する他の法律又は これに基づく命令の規定による特別の手 続等	内容
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)	
政令第21号第7号に該当するファイ	· ル
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数 □ 1,000人以上 ☑ 1,000人末満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	□該当 ☑非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	-
備考	-